

調 達 公 告

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成24年鳥取県告示第221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について（最終改正：平成30年4月3日施行）。以下「一般的事項等告示」という。）、鳥取県建設工事等紙入札執行要領（最終改正：平成19年10月22日）及び公益財団法人鳥取県建設技術センター建設工事等の入札に関する規程（最終改正：平成24年4月1日）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成30年12月10日

公益財団法人鳥取県建設技術センター 代表理事 山田 和成

発注工事	工事名	岩美道路等の建設に係る建設発生土受入事業所造成工事（第2事業所）（2工区）			
	工事場所	岩美郡岩美町宇治			
	工事内容並びに構造及び規模	施工延長 L=178メートル 造成盛土工 V=50,600立方メートル 植生シート A= 1,630平方メートル 側溝工 L= 212メートル			
	工 期	着工日から平成31年3月25日まで			
	発注工種	土木一般			
	予定価格	31,307,040円（消費税及び地方消費税の額を含む。）			
	発注機関	公益財団法人鳥取県建設技術センター			
	入札参加者の条件	会社要件	単独・共同企業体の別	単独	
本店所在地			東部区域（鳥取県土整備事務所管内及び八頭県土整備事務所管内）		
建設業許可			土木工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可		
入札参加資格（格付）			土木一般（B級）		
総合点数			—		
総合評定値(P)			—		
同種工事の実績			—		
技術者要件		設計業務の受託者	株式会社アーステクノ	住所	鳥取県鳥取市里仁字堂ノ元243番3
				電話	0857-38-8186
		配置技術者の専任の要否	専任を要しない		
	配置技術者の資格	土木工事業に係る主任技術者となることのできる資格を有する者であること。			
	施工管理実績	—			
	現場代理人としての実績の認否	—			
	特定技術者の資格	—			
	そ の 他	入札時において積算根拠となる工事費内訳書を提出すること。			
応募方法	提出場所	公益財団法人鳥取県建設技術センター 総務研修課	住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地	
			電話	0858-26-6051	
	応募期間	平成30年12月10日（月）～平成30年12月25日（火） 午後1時まで			
	応募書類	一般的事項等告示様式のうち入札参加条件として必要な項目について記載すること。			
	持参書類	応募期間中に持参したものに限り受付する。			
	提出部数	1部			
	郵送の可否	郵送可（書留郵便とし、応募期間中に到着したものに限り受け付けする。）			
入札手続	入札方式	紙入札			
	質問提出期限	平成30年12月18日（火） 午後1時まで			
	回答期限	平成30年12月20日（木） 午後5時まで （回答は当センターホームページ <a href="http://www.tctcplaza.or.jp/">http://www.tctcplaza.or.jp/</a> に掲載する）			
	入札日時	平成30年12月26日（水） 午前11時00分 即時開札			
	入札場所	公益財団法人鳥取県建設技術センター 技術支援ホール（プラザ棟2階）			
	入札保証金	入札日に有効な入札資格を保有している者に限り免除とする。			
	適用される制度	最低制限価格制度（公益財団法人鳥取県建設技術センター建設工事等の入札に関する規程第17条による。）			
	支払条件	平成30年度			
	工事関係図書の閲覧場所	公益財団法人鳥取県建設技術センター総務研修課 及びインターネットの当センターのホームページ <a href="http://www.tctcplaza.or.jp/">http://www.tctcplaza.or.jp/</a> に掲載する。	住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地	
			電話	0858-26-6051	
問い合わせ先	事務手続	公益財団法人鳥取県建設技術センター 総務研修課	住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地	
			電話	0858-26-6051	
	事務手続以外	公益財団法人鳥取県建設技術センター 建設支援課	住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地	
			電話	0858-26-6089	
	備 考	<p>1 当該工事の監督職員及び検査職員は、鳥取県土整備事務所の職員の中から任命する。</p> <p>2 設計及び工事の施工にあたり、当該工事の設計単価、積算基準、検査基準のほか、本設計図書に定めのない事項については鳥取県土整備部の規程等に準拠するものとする。</p> <p>3 最低制限価格の範囲は県に準拠している。</p>			